

令和3・4年度(2021・2022年度)に熊本市上下水道局が実施する広告事業に係る広告取扱業者の登録に必要な事項について、次のとおり公告する。

熊本市上下水道事業管理者 萱野 晃

1 目的

本局の資産を広告媒体として積極的に活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市民サービス向上のための新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 登録資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員等が、熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱(平成18年告示第105号)第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (3) 令和3年(2021年)3月31日以前3年以上継続して広告業務を営んでいること。
- (4) 法人組織で資本金の額が300万円以上であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (6) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。

3 担当部局

〒862-8620

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局 総務部 総務課

電話096-381-4063(直通)

4 申請の時期及び方法

(1) 申請書の交付期間及び方法

令和3年(2021年)2月16日(火)から

令和3年(2021年)2月26日(金)まで

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は3の担当部局で配布する。(担当部局での配布については熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。

郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

(2) 申請書等の提出方法等

本件の登録希望者は、熊本市上下水道局広告取扱業者登録審査申請書その他の必要書類(以下「申請書等」という。)を提出し、登録資格の有無について熊本市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の審査を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 令和3・4年度(2021・2022年度)熊本市上下水道局
広告取扱業者登録審査申請書(様式第1号)

- (イ) 登録審査調書(様式第2号)
- (ロ) 主要取引実績額調書(様式第3号)
- (ハ) 水道料金等滞納有無調査承諾書(様式第4号)
- (ニ) 誓約書(様式第5号)
- (ホ) 市税滞納有無調査承諾書(様式第6号)
- (ヘ) 役員名簿及び照会承諾書(様式第7号)
- (ト) 登記簿謄本
- (チ) 印鑑証明書
- (リ) 消費税納税証明書
- (ニ) 財務諸表
- (シ) 定款
- (ス) 委任状

本店代表者(委任者)から支店・営業所長等(受任者)に対し、
上下水道局との入札及び契約等の権限を委任する場合

イ 提出期限

令和3年(2021年)2月26日(金)午後5時まで

郵送する場合も、令和3年(2021年)2月26日(金)午後5時までに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考

慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

3の担当部局

オ 留意事項

(ア) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者で、業種として、第1分類「広報・広告業務」・第2分類「企画・制作」業務に登録している者、かつ、令和3・4年度（2021・2022年度）熊本市業務委託競争入札等参加資格審査申請書を提出し、受理されている者は、ア(オ)～(ス)の申請書等の提出を省略できるものとする。

(イ) 様式については、申請書等の提出日時点において記載すること。

(3) 登録資格の結果通知

登録資格の結果通知（登録資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

5 登録資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 登録資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。